

集合場所およびバスの乗車位置

区分	集合場所	バス乗車位置	避難先
①	橋本公民館	公民館前ロータリー	橋本小学校
②	石清水八幡宮駅	石清水八幡宮駅前バス停	男山第二中学校 男山第三中学校 くすのき小学校 さくら小学校 橋本小学校
③	文化センター	文化センター前	男山第三中学校
④	五区集会所	まつむし公園東側	
⑤	川口コミュニティセンター	コミュニティセンター前	
⑥	ケーズデンキ駐車場	ケーズデンキ駐車場(※)	
⑦	戸津公会堂	西戸津バス停(京阪バス)	さくら小学校
⑧	上奈良公会堂	上奈良バス停(北行)北側(京阪バス)	
⑨	有都福祉交流センター	有都小学校バス停(京阪バス・京都京阪バス)	男山東中学校
⑩	四季彩館	四季彩館駐車場	
⑪	市民体育館	市民体育館駐車場	
⑫	北川顔バス停(長町南集会所)	北川顔バス停(京都京阪バス)	橋本小学校
⑬	府立消防学校南部訓練拠点	藤和田バス停(京都京阪バス)	

※ケーズデンキ駐車場が使用できない場合は、ヤマダ電機駐車場に変更する場合があります。

洪水予測時のバス会社と連携した住民避難計画

京都京阪バス㈱と「洪水予測時における避難者輸送の協力に関する協定」を7月9日に締結しました。

本協定は、台風の影響により、木津川や宇治川等の氾濫による水害の予測時に、市と京都京阪バス㈱で本計画の発動について協議・決定をする。

①バス避難の決定について
台風の上陸または最接近の約12時間前までに、市と京都京阪バス㈱で本計画の発動について協議・決定をする。

②高齢者等避難開始時刻(基準)
台風最接近の約8時間前から開始する。

③バスによる避難の実施時間(基準)
台風最接近の約8時間前から約5時間前まで。

※文化センターから男山地区間(約200m)の運行は、台風最接近の約4時間前まで実施予定。

災害時に避難支援が必要な人は登録を

災害時に自力で安全な場所へ避難することができない人(要援護者)を対象に、自治会等を中心に地域や近隣の人々の協力と支え合いを基本とした情報の伝達や避難の支援体制づくりに取り組んでいます。

支援を希望する人は、災害時要援護者台帳への登録の申請をしてください。申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。

対象となる人
■次のいずれかに該当する在宅の障がいのある人や高齢者等で、災害時に避難に支援を必要とするが、家族等による支援を受けることができない人(家族等と同居の場合も対象)
●身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持

●介護保険要介護度3以上
●満75歳以上の高齢者のみの世帯
●その他市長が必要と認める場合
支援を希望する人は、災害時要援護者台帳の内容をあらかじめ自治会等の関係支援団体に情報提供することに同意していただく必要があります。詳しくは、お問い合わせください。

避難支援者としてお力を貸してください
支援体制づくりには、要援護者1人につき、2人以上の避難支援者が必要です。

自治会等から近隣の要援護者の避難支援者として依頼があれば、お力を貸してください。登録していただける場合は、福祉総務課までご連絡ください。

福祉総務課(☎983-3058)

9月10日は下水道の日

下水道は、快適で安全な生活を確保し、良好な水環境の保全のために必要不可欠な生活基盤施設です。

「下水道の日」は、昭和36年に全国的に遅れていた下水道(当時の普及率は6%)の普及促進を図るために「全国下水道促進デー」として始まりました。

9月10日に定められたのも、下水道の大きな役割の一つである「雨水の排除」と、台風シーズンである(立春から数えて)210日を過ぎた220日ごろが適当であるとされたことによるものです。

そして、平成13年からは、より親しみのある「下水道の日」という名称に変わりました。

▽水洗化(下水道への接続)のお願い
公共下水道が整備された地域は、下水道法により水洗化が義務付けられています。水の環境を守るため、また皆さんの地域の生活環境の改善のためにも、公共下水道の早期接続にご協力をお願いします。

工事は「八幡市下水道排水設備指定工事業者」に依頼してください。水洗化する場合は「水洗化の融資あっせん制度」等がありますので、詳しくはお問い合わせください。

▽下水道排水設備の調査作業にご注意ください
最近、市内で個人宅を訪問し、排水設備の調査作業の営業を市の業務のように行う業者がいますが、市では、有料の点検等は行っておりません。不審な場合は下水道課へ。契約に関するトラブルは生活情報センター(☎983・8400)までご相談ください。

下水道課(☎983・5419)

市税・国民健康保険料は納期内に

市税(料)は、行政サービスを提供するうえで大切な財源です。納期限までに市税取扱金融機関、コンビニまたは市役所で納付してください。

納期限までに納付されず、滞りとなった場合は、督促状(督促手数料1000円を加算)を送付後に京都府内25市町村(京都市を除く)の税務業務を行う広域連合に徴収権限を移管します。

便利な口座振替の利用を
口座振替は市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)、または税務課で受け付けています。

9月15日(火)までに手続きをした場合は、納期が10月末の市府民税第3期分、国民健康保険料第5期分から振替できます。

※ゆうちょ銀行の口座振替は、直接、ゆうちょ銀行へ申し込みください。

※口座振替申込書を自宅へ郵送することもできます。

※郵送を希望される場合は、早めに税務課収納係までご連絡ください。

▽口座振替ができる税目等
市・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料
料
税務課収納係(☎983・2481)

被害を受けた住家の写真撮影のお願い

被災者が各種被災者支援を受けるには、市が発行する「り災証明書」の交付を受ける必要があります。交付前には、市職員が被害認定調査を行います。その前に建物の除去や被害箇所がわからないような修理、片付け等をしてしまうと調査が困難となるため、必ず屋内と屋外の被害を受けたすべての場所について撮影し、保存しておいてください。

屋外の撮影について

◆カメラやスマホなどで可能な限り建物の4方向から撮影してください。

◆浸水被害があった場合、浸水の高さが確認できるよう、壁などの浸水跡を撮影してください。
※全体を映した遠景とメジャーなどをあてて、目盛りが読み取れる近景を撮影すると被害の状況が把握しやすいです。

屋内の撮影について

◆被災した部屋ごとの全景写真を撮影してください。
◆被害の程度が分かるよう、被害箇所のクローズアップ(寄り)写真を撮影してください。

防災安全課(☎983-3200)

★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。

<イメージ図>

